



1967(昭和42)年  
全中「農協生活活動推進要綱」  
1970(昭和45)年  
「農村生活の課題と農協の対策」  
—生活基本構想—

執筆 田中照良 元JA全中教育部

昭和40年代に農協の生活活動を幅広く大きく前進させることになる「要綱」と「構想」が策定された。

一つが1967年の全中「農協生活活動推進要綱」である。「要綱」に準じて5つの要領を策定したが、これらは都道府県農協中央会、各農協の生活活動の羅針盤となり、生活活動に体系的に取り組む契機となった。

もう一つが1970年の「農村生活の課題と農協の対策」—生活基本構想—である。9つの具体策を提示し、農業、農村、農家の変化に対処し、生活面での活動をより強化しようというのが、この構想の狙いであった。9つの具体策を見ると、時代の変化に対応するため多様な項目が並べられており、生活活動を強化しようという当時のエネルギーを感じることができる。

## ■ 全中「農協生活活動推進要綱」の概要とその意義

1970(昭和45)年の第12回全国農協大会で「農村生活の課題と農協の対策」—生活基本構想—が策定され、その実践が決議された。生活基本構想の策定に直接的な影響を与えたのが1967(昭和42)年の全中「農協生活活動推進要綱」(以下「要綱」)であった。まずそれから確認していきたい。

### (1)「要綱」の概要

「要綱」の「まえがき」は「われわれは、営農団地造成を基本とする農協の営農活動を推進し、また、農産物価格対策などの農政対策を講じて、農家所得の増大と経済安定のための努力を続けてきているが、いままた、ここに農協生活活動推進要綱を設定し、系統農協がこれに準拠して、一体的に生活活動を推進することにより、営農活動の成果と相まって、明るく豊かな農村を建設することに努めんと

するものである」と締められている。

## I 基本方針

農協における生活活動は、組合員およびその家族に生活向上の意識を呼びおこし、協同の意義を徹底させ、組合員の自主的意欲のもりあげを基調として、農協全体の機能で取り組み、……明るく豊かな組合員家庭の建設を期するものとする。

## II 体制

生活活動は系統農協全体の機能で取り組むべきものであるが、とくに単位農協においては組合長の総括のもとに役職員が意識を統一して一体的に推進をはかるものとし、このためつぎの体制を整備するものとする。

- 1 生活部(課)の設置
- 2 生活指導員の設置
- 3 生活活動組織の強化

## III 実施方策

- 1 生活教育活動の推進
- 2 生活事業活動の推進  
健康管理、生活購買、住宅改善、信用・共済、教養文化
- 3 生活施設の設置

## 付 記

- 1 都道府県農協中央会、単位農協は、本要綱に準拠して、地域の実情に即した農協生活活動推進要綱を策定し、農協の生活活動が強力に推進されるよう処置するものとする。
- 2 生活関係各種事業についての推進要領は、必要に応じ本要綱に準拠して、策定するものとする。

(以上、『新・農業協同組合制度史4(資料編1)』協同組合経営研究所 p270～274を参照)

## (2)「要綱」の意義

今日からみれば当たり前と思われることが書かれているが、今から約60年前の「要綱」である。農協中央会にとっても、とりわけ農協にとっては営農活動に比べて生活活動は後発の分野であり、苦勞したことが想像される。

全中は、この「要綱」に基づき、「農協生活設計指導要領」、「農協生活購買事業推進要領」、「農協健康管理事業推進要領」、「農協住宅改善事業推進要領」、「農協教養文化事業推進要領」の5つの要領を策定した。

これは当面の生活活動の骨格をなすものであり、やがて都道府県中央会でもこれに準拠し、それぞれ要領を準備していった。その結果、全国的に各農

協における生活活動の方針、分野がしだいに明らかになり、点から面へ、いわば体系的な活動取組みへの動きが出てくるようになった。

(『新・農業協同組合制度史1』同上 p327)

「要綱」と5つの「要領」は都道府県中央会、各農協における生活活動の羅針盤となり、系統農協の生活活動を前進させたのである。ここに全中「農協生活活動推進要綱」の意義を見ることができる。



## ■「農村生活の課題と農協の対策」

### —生活基本構想—における課題設定と9つの具体策

#### (1) 生活基本構想のねらいと課題の設定

「農村生活の課題と農協の対策」—生活基本構想—は、1970年代に対処して、組合員のかかえる生活上の課題に農協が積極的に取り組んで、組合員の生活の防衛と向上をはかるため、どのような活動をしていくべきか、その基本方向を明らかにしたものである。

この構想は、およそ10年をめどに実現をはかることが明記された。農協が生活活動を展開していくに当たっては、解決すべき課題を明らかにしなければならないが、その課題を次のように設定した。

- ① 営農・生活面での適正な情報を獲得すること。
- ② 農業近代化の推進と、他産業への適正就業をはかること。
- ③ 農村の生活環境の整備を行ない、公害を排除すること。
- ④ 高度成長に伴う自動車事故など、各種災害に対応した予防・補償措置を充実すること。
- ⑤ 健康の維持増進と、高齢者の福祉向上をはかること。
- ⑥ 物価の騰勢や企業の浪費攻勢に対して、消費生活の防衛、向上をはかること。
- ⑦ 家庭の安定と、人間連帯の新しい農村地域社会の建設を進めること。

以上7つの課題は農協だけでなく組合員が、また行政機関がともに負うべきものであり、とくに行政機関に対しては、道路、上下水道等、各種の生活環境施設

や高齢者、障害者、母子世帯等に対して、社会福祉施設の整備を要請するとともに農協は地域に適合した課題を取り上げ、重点をしばって対策を実施することとした。(以上、『新・農業協同組合制度史1』同上 p338～340を参照)

## (2) 具体的対策の方向

『JA読本』には以下のように記載されている。

対策の具体的方向としてあげられたのは、つぎの9項目であった。

- ①生活についての適正な情報の確保と教育・相談活動の強化——生活指導担当職員を確保して、生活設計指導、各種情報提供、講習会、相談活動を強化。
- ②組合員の健康を守り向上をはかる活動——年1回の定期健診の実施、農協病院の整備、リハビリテーション施設の新設。
- ③老人の福祉向上と子供の健全育成をはかる活動——老後生活費の確保、就業機会の造成、集会施設設備、老人ホームの建設。子供対策として、養育費の確保、育英資金貸付、学生寮設置、託児施設整備。
- ④危険にそなえ、生活基盤を固める活動——事故の予防、事後対策を含めた総合保障の実施。新しい共済の開発。
- ⑤生活環境をととのえる活動生活総合センターの設置、住宅供給事業の展開、公害対策の推進。
- ⑥消費生活の防衛向上をはかる活動——生活購買店舗の整備、チェーン化と配送センターの整備。商品の自己検査施設の設備、独自商品の開発。生活目的に応じた貯金の推進と貸付けおよび為替機能の強化。
- ⑦生活を楽しみ、文化を高める活動——講習会、研修会の開催、体育の奨励、文化運動の推進、旅行観光網の整備。
- ⑧他産業への適正就業確保の活動——農村地域進出工場への用地造成、就業対策、融資のほか組合員の農外就労、出稼ぎ対策。
- ⑨適正な資産管理をはかる活動——農住都市建設の推進のため、計画的な宅地の造成、賃貸住宅の建設・管理。さらに都市農業の開発、民宿、観光農業の開発組織化。

以上が生活基本構想の骨子であるが、これまで農協事業が、生産対策にかたよっていたものを、農村、農業、農家の変化に対処し、生活面での活動をより強化しようというのが、この構想のねらいであった。

(『JA読本』全国農業協同組合中央会 p147)

この9項目を見ると多様な項目、例えば「③老人の福祉向上と子供の健全育成をはかる活動」、「⑧他産業への適正就業確保の活動」などが含まれており、環境変化の中で生活活動を強化しようというエネルギーを感じる。

<参考文献>

- 『JA読本』全国農業協同組合中央会 補訂版第2刷 2006年  
『新・農業協同組合制度史1』協同組合経営研究所 1996年  
『新・農業協同組合制度史4(資料編1)』 //